



教師を目指すみなさまへ

この小冊子は、教員や保育士など、子供の教育や保育等に係る職業を目指すみなさまを対象として作成しています

生命（いのち）の安全教育

— 性犯罪・性暴力から子供たちを守るために —

- 「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。
- 2020年の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」における教育・啓発活動の強化等の総合的な対策の一つとして検討され、2023年4月より、全国の学校での実施が開始されました。

次のような場面に心当たりはありませんか？これらはすべて「性暴力」にあった時、見聞きした時に生じる気持ちや反応です。

- 「嫌だ」と思っても相手に言えなかったことがある
- 相手との距離感が近くてモヤモヤした、おかしいなと感じたことがある
- 相談したいと思ったけれど、迷惑をかける気がして話せなかったことがある
- 「昔からこうだから」「みんなこうだから」と言われ、違和感を飲み込んだことがある

- この小冊子は、将来、子供たちを守る立場を目指す学生のみなさまに、「生命（いのち）の安全教育」について知っていただきたいことをまとめたものです。
- 「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことは、未来の先生であるあなたと子供たちの権利を守り、人権を大切にした社会づくりにつながります。



1 なぜ、生命（いのち）の安全教育が必要なのでしょう

- 体はどこもすべて大切なその人だけのものです。相手の体に触る時には相手の同意が必要となります。同意のない性的な行為はすべて性暴力です。
- 性暴力は、被害者の心と体を深く傷つけ、長期にわたり重大な影響を残す深刻な人権侵害です。家族や親戚、学校関係者、友人や知人等の身近な人からの性暴力が年齢や性別にかかわらず起きています。残念ながら、学校現場でも起きています。
- 性犯罪・性暴力の根絶に向けて、教師は、人権の理解を深めつつ、性暴力の防止についても学び、子供たちが、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育（「生命（いのち）の安全教育」）への理解を深めることが重要です。
- また、あなたが「生命（いのち）の安全教育」を学び、取り組むことで、性暴力の問題が起きた場合に、子供たちの様子に気づき、対応することができます。子供たちの権利保障だけでなく、あなた自身の人権感覚に磨きをかける一助ともなるのです。

2 生命（いのち）の安全教育で学ぶこと

①自分を尊重すること

「自分はかけがえのない存在である」という気持ちを育てることは、性暴力への気づきや、どう対応するかにつながります。

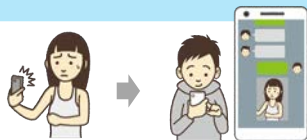


②自分と相手を尊重すること

「距離感(境界線)」は自分が安全・安心と感じられる領域を守るバリアです。いやなことには「いやだ」と言ってもいいこと、「いやだ」と言えなくてもその人は悪くないこと、相手の「いやだ」を尊重することが大切です。

③性的同意に対する理解 - 「イヤと言っていない=YESではない」 -

性的同意は、“自分の意思でOKと言ったとき”だけが同意です。沈黙や曖昧な返事は、同意ではありません。おどされるなど、立場が対等でない場合は同意ではありません。一度、同意したことでも、嫌だと思ったら変えていいのです。



④困ったときは相談していいこと、子供たちを守る法律があること

悪いのは加害者です。被害者は決して悪くありません。一人で抱え込まずに、専門機関や信頼できる人に相談することが大切です。



3 生命（いのち）の安全教育の教材や手引き等について

- 文部科学省では、生命（いのち）の安全教育の教材や指導の手引き、指導例動画などを作成し、ホームページで公開しています。
- 園児や児童生徒の発達の段階や学校等の状況を踏まえ、教育課程の内外で行われる様々な活動において活用できます。
- 特別支援学校・学級においても、各段階の教材を用いて様々な活動が可能です。



生命（いのち）の安全教育サイトQRコード

◇生命（いのち）の安全教育のサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

幼児向け 教材例

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

中学生向け 教材例

「性的同意」とは？

「性的同意」とは、性的な行為に及ぼうとする時に、相手の同意を確認すること。

- ◎自分も相手もお互いに同意している
いつでも「いやだ」と言える
「何も言わない」ことは「同意」ではない
一度同意しても途中で取り消しできる
一つのことへの同意が、他のことの同意にはならない
- ◎相手とは対等な対話ができる
- ◎薬物やアルコールなどの影響がないこと

小学生（低・中学年）向け 教材例

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできる大人におはなししよう。

高校生向け 教材例

ひとりで抱え込まずに話してみよう

もし、性暴力にあっってしまったら、友達が性暴力にあつたら、性暴力を目撃したら、ひとりで抱え込まないで、だれかに話してみよう。相談するのは当然の権利で、解決につながる最初の一歩です。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる大人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- 保護者、そのほかの身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ #8891	性犯罪被害者相談電話（匿名） ハートさん #8103	児童相談所虐待対応ダイヤル いちばやく 189	Cure Time キュアタイム SNS相談 メール相談 毎日17時～21時まで。
--	----------------------------------	-------------------------------	---

小学生（高学年）向け 教材例

きより感(境界線)って何だろう？

体のきより感
自分の体は自分のものだから、自分とほかの人とのきよりは自分で決めていい

心のきより感
自分の気持ちや考え方は自分のものだから、どんな気持ちをもって、どんな考え方を示すのかは自分で決めていい

行きたくないな…

絶対来て!

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

(※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導)

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。同意のない性的な行為は、人権侵害です。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体を大切にすることを書かれています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、性暴力のない社会に向けて、今日から自分ができることを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- このような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている？
- 性暴力が起きないようにするには
- 思わぬはどうすればいいの？
- 相談先

4 どのように行動すればよいのでしょうか。

生命（いのち）の安全教育を学ぶことで対応方法を知ることができます。

- 学校・園の現場で違和感を覚えたら
 - 一人で抱えこまない／誰かに相談してよい
 - 学校・園関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへ
 - 速やかに適切な窓口や相談機関に相談する
- 子供から相談されたら
 - 子供からのことばを否定しない
 - 「あなたは悪くない」と伝える
 - 速やかに適切な窓口や相談機関につなぐ



■ 相談機関

モヤモヤや違和感を感じた時、一人で抱え込まず、専門機関などに相談することは当然の権利です。あなたが声を上げることで、子供たちもあなたも守られます。最新の情報に基づき、あなた自身と子供たちを守ってください。

※ 相談受付時間等は、各機関のウェブサイトをご確認ください。

※ ほかに、民間団体も含め相談に乗ってくれる専門機関があります。まずは相談してみましょう。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター



#8891（はやくワンストップ ※全国共通番号）
※最寄りのセンターにつながります。

被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。関係機関と連携し、医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、警察への同行支援、法的支援等を行います。（各センターによって、支援内容は異なります）

Cure time(キュアタイム) (内閣府)



SNS相談（日本語、外国語対応）、
メール相談（日本語のみ）

チャットやメールで性暴力の悩みを伺います。年齢、性別、セクシュアリティを問わず、匿名で相談可能。
毎日17時～21時。

性犯罪被害相談電話



#8103（ハートさん ※全国共通番号）

※発信場所を管轄する都道府県警察の窓口につながります。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。
（急を要する場合は110番通報）

児童相談所

189

※最寄りの児童相談所につながる
※相談専用「児童相談所相談専用ダイヤル」0120-189-783

子どもに関する家庭その他からの相談に対して、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。

■ 関係する法律

子供の権利擁護のために、また教員自身の権利擁護のためにも、働くうえで知っておくべき法律があります。

性犯罪関係の法改正



- 不同意性交等罪、撮影罪などに関することが明記された最新の改正。

教育職員等による児童生徒 性暴力等の防止等に関する法律



- 免許失効・再取得制限、懲戒処分、予防のための研修実施の義務など。

子ども性暴力防止法 2026.12.25施行予定



- 事業者に対し、子どもに対する性暴力を防止するための制度
（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

ハラスメント防止法



- パワーハラスメントやSOGIハラスメント等、ハラスメント防止の基本法
（正式名称：労働施策総合推進法）